

大垣市社会福祉協議会 「見守り関係事業所との協定」事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、見守り関係事業所と連携し、あんしん見守りネットワーク活動を進め、早期に異変を発見した場合の緊急連絡体制を確立し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、大垣市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と見守り関係事業所が実施するものとする。

(事業内容)

第3条 この事業は、大垣市内の見守り関係事業所に見守り活動に参加していただき、見守り関係事業所協定を結ぶことにより、見守りネットワークの構築と緊急時の連携を図るものとする。

(対象者)

第4条 この事業の協定に関する見守り関係事業所とは市内にある新聞販売店、郵便局、医療機関、金融機関、宅配事業所、社協賛助会費協力事業所等で「あんしん見守りネットワーク活動」に理解と協力をいただける事業所とする。

(実施方法)

第5条 この事業は、市社協が作成した協定書に従い、見守り関係事業所との協定により実施するもの。具体的には、見守り関係事業所の従業員が日常業務の範囲内で異変を発見した場合、事業所内の担当者に連絡し、担当者から市社協に連絡を行なうものとする。市社協は、連携機関と協力し実態把握を行ない、対応の結果を事業所に報告する。

(事業の適切な推進)

第6条 市社協は、年に1回、見守り関係事業所代表者会議を開催し、情報交換を行う。また、緊急時等は随時早期に対応を行ない、見守り関係事業所、関係機関と連携を図る。

(その他)

第7条 その他特別な場合は、協定締結事業所と協議し、市社協会長が決定するものとする。

附則 この要綱は、平成25年7月3日から施行する。